政令

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十一号

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年十月一日とする。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

海上運送法施行令及び船員法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十二号

海上運送法施行令及び船員法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第四十五条の四第一項及び第二項並びに船員法（昭和二十二年法律第百号）第百二十一条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第一項第三号中「第三十九条の五第二項及び第六項」を「第三十九条の五第三項、第四項、第八項及び第九項」に改め、第二項中「第三十九条の七第一項」を「第三十九条の九第一項」に改める。

（海上運送法施行令の一部改正）

第二条　船員法関係手数料令（昭和三十七年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第九号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号ハ中「の検査を受けようとする者」の下に「（ニに掲げる者を除く。）」を加え、同号ハ(1)中「五万四千七百円」を「五万四千九百円」に改め、同号ハ(2)中「四万五千八百円」を「四万六千五百円」に改め、同号に次のように加える。

ニ　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の五第四項の規定による検査を受けた船舶について法第百条の六第一項の検査を受けようとする者　(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1)　本邦内において行う検査を受けようとする者　五万二千百円

(2)　本邦外において行う検査を受けようとする者　四万三千七百円に、当該検査のため職員二人が当該検査に係る船舶の所在地に出張することとした場合における旅費の額に相当する額を加算した額

（船員法関係手数料令の一部改正）

附　則

この政令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○農林水産省令第三十七号

森林保険法（昭和十二年法律第二十五号）第六条第五項の規定に基づき、及び同法を実施するため、森林保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月十六日

農林水産大臣　山本　有二

森林保険法施行規則（昭和二十八年農林省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（削る）	（保険料期間）
（保険料の分割払）	**第二条**　保険料期間は、一年とする。
第二条　（略）	（保険料の分割払）
（削る）	**第三条**　（略）
（削る）	2　法第六条第二項の規定により保険料を分割して払い込む場合においては、保険契約者は、年を単位として分割して保険料を払い込むこととする。
第三条　（略）	3　前項の場合においては、保険契約者は、保険料に係る保険料期間の開始日までに、当該保険料を払い込まなければならない。
第四条　（略）	**第四条**　（略）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
	第六条　（略）

附　則

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

2　この省令の施行の日前に申込みがされた森林保険契約については、なお従前の例による。